

ARAS INNOVATOR®クリックスルー契約 9.2

この ARAS INNOVATOR®クリックスルー契約（「**本契約**」）は、(i) 有料サブスクリプションに関連して提供されるサブスクリプションサービス（下記、第 B.1 項の定義によります）、(ii) Aras による本プロフェッショナルサービス（下記、第 C.1 項の定義によります）、および (iii) 受注オーダーに明記される製品固有条件を本ライセンシーが購入する場合に、Aras Innovator®ソフトウェア製品（「**本許諾ソフトウェア**」）および Aras Innovator®フレームワーク上で動作する Aras 開発製品と同時に使用されるソフトウェアアプリケーション（「**本ソリューション**」）ならびに Aras が配布する該当のすべてのユーザガイド、使用説明書その他のドキュメンテーション（「**本ドキュメンテーション**」）に関するお客様（個人か単一法人かのいずれか、総称して「**お客様**」または「**本ライセンシー**」）と Aras Corporation（「**Aras**」）との間の法的合意となります。この契約の目的のために、本契約における本許諾ソフトウェアというときはすべて、本許諾ソフトウェアに関連して Aras が本ライセンシーの一般的な利用に供する本ドキュメンテーションのすべてが含まれています。

A. 本許諾ソフトウェアのライセンス

A.1 ライセンスの付与

A.1.1 ライセンス付与 本ライセンシーが本契約の条件を遵守することを条件として、Aras は、本ライセンシーに対し、本期間中、内部業務目的に限定して、次に掲げる事由のために、非独占的、譲渡不能（本契約で明示的に認められる場合を除きます）および再許諾不能の権利およびライセンスを付与します。

(a) 有料サブスクリプションに関し、受注オーダーに明記するユーザー（総称して「**認定ユーザー**」といいます）の数に限定して、本許諾ソフトウェアを本ライセンシーが所有し又はリースしているコンピュータサーバーにインストールし、専ら、本ライセンシーのならびにその子会社および関連会社の従業員、業務受託者およびコンサルタント、ならびに本ライセンシーのサプライヤーおよび顧客の従業員にその使用を許可すること。

(b) 本ライセンシーが本許諾ソフトウェアのすべてのコピーに秘密保持および所有権的権利のすべての表示を再現することを条件に、専らバックアップおよび災害復旧目的に、本許諾ソフトウェアの合理的な数のコピーを取りおよび使用すること。

(c) 本ライセンシーが本ドキュメンテーションのすべてのコピーに秘密保持および所有権的権利のすべての表示を再現することを条件に、合理的な数の本ドキュメンテーションのコピーを取ること、およびそのコピーを本許諾ソフトウェアに関連して使用するために認定ユーザーに配布すること。

A.1.2 無料版 本ライセンシーが本許諾ソフトウェアの無料版をダウンロードしたときは、本契約の異なる規定にかかわらず、次の条件がその無料版に適用されます。本ライセンシーによる無料版の使用は、いかなる表明または保証なく現状有姿で提供され、および本ライセンシーが単独でその危険を負担します。Aras は、本許諾ソフトウェアの無料版に関するサポートを提供し、継続し、または提供する義務を有しません。Aras は、いかなる場合にも、本許諾ソフトウェアの無料版に関する直接・非直接的・特別・付随的・懲戒的・法定・懲罰的または間接損害賠償（利益の損失、使用またはデータの損失、システムもしくは機器の損傷、または業務中断を含むが、これらに限定されません）等（これらに限定されません）、いかなる損害賠償について、損害賠償の主張または原因について、いかなる責任も負いません。本ライセンシーは、本許諾ソフトウェアの無料版に基づき付与されたライセンスに関する防御、免責または保証担保の権利を有しません。本許諾ソフトウェアの無料版のライセンス期間は、本ライセンシーが本許諾ソフトウェアの無料版をダウンロードした時に開始し、(i) 本契約の条件により満了もしくは終了した日、または (ii) 本ライセンシーが本許諾ソフトウェアの無料版の使用を終了しおよび本許諾ソフトウェアの無料版を自己のシステムから除去した日のうちいずれか早い方の日に満了します。本ライセンシーが本許諾ソフトウェアの有料の本サブスクリプションを有するとき、無料版の期間は、本許諾ソフトウェアの有料の本サブスクリプションの開始と同時に自動的に満了します。これは、Aras が単独の裁量で別途書面によって同意しない限り、本ライセンシーが、同時に両方が動作する本許諾ソフトウェアの無料版と本許諾ソフトウェアの有料の本サブスクリプションを許可することはできないという理解です。

A.1.3 トライアルライセンス 本許諾ソフトウェアは、デモ、テストまたは評価用として（「**トライアルライセンス**」）本ライセンシーに提供されます。トライアルライセンスは、特にデモおよび評価専用に限定され、その他受注オーダーに記載するライセンスの範囲の限定を受けます。本ライセンシーは、いかなる制作目的にも本許諾ソフトウェアを使用しないことに同意します。本契約のこれに反する規定にかかわらず、トライアルライ

センスは、いかなる種類の表明または保証なしに現状有姿で提供され、本ライセンシーが単独で危険を負担します。トライアルライセンスは、制作環境のなかで、または制作データバックアップを処理するために、使用することはできません。Aras は、トライアルライセンスに関し、サポートを提供し、その援助を継続し、または提供する義務を有しません。Aras は、いかなる場合にも、直接・非直接的・特別・付随的・懲戒的・法定・懲罰的または間接損害賠償（利益の損失、使用またはデータの損失、システムもしくは機器の損傷、または業務中断を含むが、これらに限定されません）等（これらに限定されません）、いかなる損害賠償について、損害賠償の主張または原因について、いかなる責任も負いません。本ライセンシーは、トライアルライセンスに基づき付与されたライセンスに関する防御、免責または保証担保の権利を有しません。

A.1.4 製品固有条件 本許諾ソフトウェアは、受注オーダーに指定される当該本許諾ソフトウェアに固有の追加条件が適用されることがあります。本契約の条項と製品固有条件との間に抵触がある場合には、製品固有条件に記載された製品のライセンスおよび使用に関して、製品固有条件が優先します。

A.1.5 認定ユーザー お客様は、受注オーダーに明記される本許諾ソフトウェアの有料サブスクリプションに関し、お客様が購入した認定ユーザーの数だけ使用することができます。認定ユーザーのみが、本許諾ソフトウェアにアクセスし、使用することができます。本ライセンシーは、自己の認定ユーザーに本契約および該当の受注オーダー（受注オーダーに記載される認定ユーザーに対する制限を含みます）を遵守させる責任を有します。本期間中、本ライセンシーは、新規の受注オーダーを締結することによって、または本許諾ソフトウェアによって直接、Aras が提供する場合には、認定ユーザーの数を増やすことができます。ただし、このような受注オーダーに基づき認められる認定ユーザーの数の増加は、追加費用が適用されます。本期間中、本ライセンシーは、本期間中に購入された認定ユーザーの数を減らすことはできません。

A.1.6 システム要件 本ライセンシーは、本ドキュメンテーションで特定される本許諾ソフトウェアのハードウェア、ソフトウェアその他の該当のシステム要件に自己のシステムを合わせることに単独で責任を負います。Aras は、Aras が提供したのではない第三者ハードウェアまたはソフトウェアを本ライセンシーが使用したことによって生じた問題について、本契約上の義務または責任を有しません。

A.2 使用の制限

A.2.1. 使用の限定 本ライセンシーは、本許諾ソフトウェアを本契約に基づき明示的に認められたようにのみ使用することができます。Aras の書面による事前の明示の同意なく、本ライセンシーは、（直接に、または間接に従業員、業務受託者、コンサルタント、代理人その他の代表者を通じて）次のことを行うことはできません。(i) 第三者に対しまたは第三者から、本許諾ソフトウェアもしくはソリューションまたはその成果物を販売し、リースしその他その使用もしくはアクセスを許可し、その他サービス機関によって本許諾ソフトウェアを使用すること。(ii) 本許諾ソフトウェアのソースコード、アルゴリズム、タグ、仕様、アーキテクチャー、構造その他の要素をリバースエンジニアリングし、逆コンパイルし、逆アセンブルし、修正し、その他駆動しようとする（このような禁止が適用法により明示的に禁止されている範囲を除き、かつ、Aras に事前に通知される場合はこの限りではありません）。(iii) 本許諾ソフトウェアまたは本ドキュメンテーションの二次的著作物を作成すること。(iv) 本許諾ソフトウェアのライセンス・キー・メカニズムを妨げ、その他お客様の使用を制限することを目的としている本許諾ソフトウェアのメカニズムを回避すること。(v) 本許諾ソフトウェアに関連して配置されまたは表示されている製品の識別・所有権・秘密保持・著作権その他の表示を取り除くこと。(vi) 不法の目的のため、または第三者の権利を侵害して本許諾ソフトウェアを使用すること。(vii) 本許諾ソフトウェアの性能・能力・機能試験またはベンチマークテストの結果を第三者に開示し、転送し、その他利用に供すること。本ライセンシーは、下記に定める条件により本許諾ソフトウェアを秘密情報として保持します。本ライセンシーは、本許諾ソフトウェアの使用を監視しおよび管理し、本契約の条項に従って本許諾ソフトウェアが認定ユーザーによって使用されるようにしなければなりません。

A.2.2. 第三者ソフトウェア 本許諾ソフトウェアには、Aras が第三者ライセンサーから許諾されている部分（「第三者ソフトウェア」）があります。疑義が生じないように付け加えると、本ライセンシーによる第三者ソフトウェアの使用は、第 A.2 項および第 A.3 項等、本契約の条件が適用されます。本ライセンシーは、(i) 第三者ソフトウェアを本許諾ソフトウェアの不可欠な構成要素としてのみ使用し、(ii) 第三者ソフトウェアの修正、翻案、翻訳もしくは二次的著作物の作成を行わず、または第三者ソフトウェアを他のソフトウェアにマージしないことを約束します。

A.2.3 将来の機能性 本ライセンシーは、受注オーダーの下での購入が将来の機能性もしくは特徴（その時の本期間経過後の許諾ソフトウェアまたは最新リリースの将来の可用性を含みます）の配信に左右されないこと、または将来の機能性もしくは特徴に関する Aras の口頭もしくは書面による公式発言に依拠するものでないことを確認します。

A.3 Aras 知的財産

本許諾ソフトウェアは、許諾されるのであり、売却されるものではありません。本許諾ソフトウェアは、特許、著作権、商標、営業秘密その他の法律（国際条約等を含みます）によって保護されています。上記に明示的に付与された許諾権を除き、本許諾ソフトウェア、本ドキュメンテーション、第三者ソフトウェアならびに本許諾ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアのいずれかの部分またはコピーその他本許諾ソフトウェアに関連して提供されまたは利用に供される Aras 資料または情報に係る権利、権原および利益のすべては、Aras またはそのライセンシーに独占的に残存します。本契約によって、本許諾ソフトウェアまたは第三者ソフトウェアに係る所有のいかなる権利およびそのコピー、修正、向上、更新、翻訳その他二次的著作物またはそれらのいずれも移転しません。本ライセンシーは、本許諾ソフトウェアに係る担保権またはそれに係る本ライセンシーの権利を設定することはできません。第三者ライセンシーは、それぞれが利用できるその他の権利または救済手段のほか、それぞれの構成要素に関して本契約の第三者受益者です。

A.4 プライバシー条件

Aras は、本ライセンシー及びその認定ユーザーから、それぞれが使用する本許諾ソフトウェアに関連しその他本契約に基づき提供されるサービスに関連するデータおよび情報を収集することがあります。そのようなデータおよび情報は、Aras プライバシーポリシー (<https://www.aras.com/en/privacy-policy>) に掲載) に従い、Aras が収集しおよび使用します。本ライセンシーは、Aras 製品およびサービスに係る本ライセンシーのライセンスに関するサービスの履行に関連して、本ライセンシーが Aras に提供する本ライセンシーの業務連絡先情報（従業員および業務受託者の連絡情報を含みます）については、Aras と本ライセンシーとの間のビジネス取引に関する目的のために、そのような情報を処理することを Aras に許すために必要なすべての同意が提供されているものとみなすことに同意します。従業員および業務受託者の情報が本ライセンシーから Aras に提供される限度で、その従業員および業務受託者に要求される必要な同意を取得するのは本ライセンシーの義務となります。本ライセンシーは、Aras が世界的な事業に関わる世界的企業の一翼を担っていること、および個人データが本ライセンシーの国以外の国で処理されることがあることを確認します。そのような個人データの転送は、適用のデータプライバシー法に従い、および Aras プライバシーポリシーに記載するところに従います。

B. サブスクリプション

B.1 サブスクリプションサービス

本ライセンシーは、Aras または Aras 認定パートナー（以下の定義によります）のいずれか（「本サブスクリプション・プロバイダー」）から、本ライセンシーが本サブスクリプションの支払いを継続している間に限り、受注オーダーにより本許諾ソフトウェアのサブスクリプション（「本サブスクリプション」）を購入するとき、本サブスクリプションには、次のサービス（「本サブスクリプションサービス」）が含まれます。

(a) 本許諾ソフトウェアという用語は、Aras が本サブスクリプションを購入している自己のライセンシー（それぞれ「本サブスクライバー」といいます）に一般的にリリースする本許諾ソフトウェアの新バージョン、アップグレードおよびアップデートを含みます。疑義が生じないように付け加えると、上記の新バージョン、アップグレードおよびアップデートの本サブスクリプションの期間中の当初のダウンロードの後、その新バージョン、アップグレードおよびアップデートは、上記第 A 条の条項により本サブスクライバーに許諾されるが、本サブスクリプションが必要とされる本許諾ソフトウェアのある種の特徴および機能は、本サブスクライバーに対して、本契約の条項に基づき本サブスクリプションを継続している間のみ、提供されおよび許諾されます。

(b) 本サブスクリプション・プロバイダーは、本サブスクリプションに関連して、次のサービス（総称して「本サブスクリプションサービス」といいます）を提供しなければなりません。

- (i) 本ライセンシーが本サブスクリプション・プロバイダーに報告した、検認によりおよび再生により該当の本ドキュメンテーションに実質上適合していない本許諾ソフトウェア（「本エラー」）の訂正
- (ii) 本ライセンシーの問題の追跡および報告

- (iii) 受注オーダーで特定されたスケジュールごとの電話およびオンラインサポート
- (iv) 受注オーダーで特定されたトレーニング資料へのアクセス
- (v) 受注オーダーに特定されおよび使用可能な場合の定期的に予定されたトレーニングクラスへのアクセス
- (vi) Aras が本サブスクライバーにのみ通常リリースする本許諾ソフトウェアの新バージョンを本サブスクライバーがダウンロードできるライセンス・キーの本サブスクライバーへの提供（許諾ソフトウェア、バグ修正、パッチまたはメンテナンスリリースのマイクロソフト認定バージョンを含むことがある）
- (vii) 本サブスクライバーのみ利用可能な本ソリューションおよびソフトウェア・ツールを本サブスクライバーがダウンロードしおよび使用することができるライセンス・キーの本サブスクライバーへの提供
- (viii) 受注オーダーに含まれるとき、本ライセンシーの本許諾ソフトウェアのインストールを新バージョンの本許諾ソフトウェアにアップグレードすることを本ライセンシーが要求するとき、その要求に対する Aras 標準アップグレードサービス（「標準アップグレードサービス」）
- (ix) 本サブスクリプション・プロバイダーが随時書面で利用させまたは提供する追加サービス

(c) 標準アップグレードサービスには、本許諾ソフトウェアの直前のバージョンから現行のリリースバージョンへ本ライセンシーが行うカスタマイズ等、本ライセンシーのデータベースのアップグレードを行うすべての労務が含まれます。ただし、Aras は、当初の製品リリース日から 30 ヶ月の間に Aras Innovator リリースごとにのみアップグレードサービスを提供し、その後、そのリリースは使用期限（「EOL」）として指定されます。リリースが EOL と指定されると、Aras は、もはやリリースをサポートせず、バグ修正、アップデートを提供し、またはリリースに関するアプリケーションの QA または受入試験を行う義務を負いません。EOL 効力日は、変更されます。標準アップグレードサービスは、本サブスクリプション・プロバイダーの設備で行われます。標準アップグレードサービスは、旅費、当該サービスの現場での実施、第三者ソフトウェアのアップグレードまたは本許諾ソフトウェアの直前バージョン以外の前バージョンからのアップグレードを含みません。Aras が合理的に決定する、標準アップグレードサービスの一部に含まれないアップグレードサービスは、Aras の裁量で、本ライセンシーと Aras との間の別個の契約書に従い本ライセンシーに提供されます。なお、その契約書には、提供される非標準アップグレードサービスの範囲およびそれに関する支払条件の詳細が記載されます。サービスは、第 C 項によるプロフェッショナルサービスとして請求されます。本ライセンシーは、必要なハードウェアおよびマイクロソフトソフトウェアアップデートの購入およびインストール、アップグレードされたデータベースの検認試験ならびにエンドユーザートレーニングについて責任を有します。

(d) 本ライセンシーが本サブスクリプション・プロバイダーに報告した本許諾ソフトウェアに生じることがある本エラーの修正に関して、本サブスクリプション・プロバイダーは、最初に、当該本エラーが存在することを検認し、存在するときは、その本エラーを訂正するために商業上合理的な努力を尽くすものとします。本サブスクリプション・プロバイダーは、本許諾ソフトウェアの直前のリリース以外のいかなるリリースの本エラーを訂正するいかなる義務を有しません。ただし、本サブスクリプション・プロバイダーは、合理的な期間内の前リリースについては、継続してサポートするものとします。

(e) 上記の義務の範囲以外のサービスは、除かれます。疑義が生じないように付け加えると、直前のリリース以外からのアップグレードであって、本ライセンシーが特定する、本エラーでないと認められ、または (i) 本契約の条項に違反する本許諾ソフトウェアの使用もしくは修正、(ii) Aras もしくは Aras 認定パートナーが許諾したのではないハードウェアもしくはソフトウェアの欠陥、故障もしくは機能不全、または (iii) Aras もしくは Aras 認定パートナーが以前に助言した本許諾ソフトウェアの本エラーに対する推奨もしくはソリューションもしくは回避法を本ライセンシーが行わなかったことの結果から生じる問題の訂正に関わる作業については、除かれます。本サブスクリプションサービスは、本許諾ソフトウェアの無料版について、またはトライアルライセンスに基づき提供された本許諾ソフトウェアについては、利用できません。

B.2 サブスクリプションの価格決定

(a) 本ライセンシーは、本サブスクリプションを購入するために、本サブスクリプション・プロバイダーに見積書（「**受注オーダー**」）を要求しなければなりません。価格は、受注オーダーに定めるところによります。本サブスクリプションパッケージの価格は、プロダクションインスタンスごとに本サブスクリプションサービスの年間費となり、本ライセンシー認定ユーザーのその時の数に基づきます。当初期間の本サブスクリプションサービスに対してなされた価格決定については、本ライセンシーが当初期間（下記の定義によります）の開始日より前に、いかなる場合にも本サブスクリプション・プロバイダーが本サブスクリプションサービスを提供する前に、支払わなければなりません。本サブスクリプション・プロバイダーは、受注オーダーに基づく当初の本サブスクリプションサービスについて、その受注オーダーに基づき支払い義務のある支払いを受け取る前に、当該サービスを提供する義務を負いません。次に記載する条件により計算された、更新期間の支払い義務のある金額については、本ライセンシーが、本調整（下記の定義によります）後、速やかに支払わなければなりません。

(b) お客様が Aras 認定リセラーまたはディストリビュータ（「**Aras パートナー**」）から本サブスクリプションを購入した場合に、本契約の条項と、本ライセンシーと Aras パートナーとの間で締結された契約書（受注オーダーを含みます）（「**パートナー取引**」）との間に抵触がある限度で、本契約の条項が優先します。本契約に含まれていないパートナー取引に基づき本ライセンシーに付与された権利は、Aras パートナーに関連してのみ適用されます。以下は、Aras パートナーとの間で締結された取引に関して適用されます。

(i) Aras に支払う代わりに、本ライセンシーは、本ライセンシーと Aras パートナーとの間で合意されたところに従い、該当の金額を Aras パートナーに支払います。Aras が Aras パートナーから該当の支払いを受けないときは、Aras は、本許諾ソフトウェアを使用する本ライセンシーの権利を停止または終了させることができます。第 D.3 項（責任の限定）の責任限度額を計算する目的のために、お客様の本許諾ソフトウェアの使用に対して Aras パートナーが Aras に支払うまたは支払うべき金額は、本契約に基づき本ライセンシーが現実に支払うまたは支払うべき金額とみなします。

(ii) 受注オーダー明細（例えば、本許諾ソフトウェア、使用の範囲および本期間）は Aras パートナーが本ライセンシーに代わって Aras に出す注文書に記載されるところにより、Aras パートナーが Aras に伝えた注文の正確性について責任を負います。

(iii) 本ライセンシーが本契約の条項に基づく返金の権利を有するときは、Aras は該当の料金を Aras パートナーに返金し、Aras パートナーは該当の金額を本ライセンシーに返金する責任を有します。

(iv) Aras パートナーは本契約の条項を修正または Aras の代わりに約束し若しくは責任を引き受けることは認められず、Aras は本ライセンシーに対し本契約に定める以外の義務に拘束されません。

B.3 サブスクリプション期間および更新

(a) **当初期間** 本サブスクリプションの期間は、受注オーダーに明記するその他両当事者が書面で同意する本サブスクリプション開始日に開始し、本契約の条項に従い該当の期間の終了前に終了しない限り、受注オーダーに明記するその他両当事者が書面で同意する期間存続します（「**当初期間**」）。

(b) **更新期間** 本サブスクリプションは、本ライセンシーがその時の期間の終了の 90 日前に更新しない意思を書面で通知しない限り、受注オーダーに記載されると同一の継続の期間、自動的に更新し、および該当の受注オーダーは、それに応じて修正されたものとみなします（それぞれ、「**更新期間**」および当初期間と併せて「**本期間**」）。Aras は、その時の本期間の終了前 90 日以内に、書面で通知することにより、本期間を更新することを拒否することができます。

(c) **更新価格の値上げ** 更新期間における当初契約年度の本サブスクリプションの価格は更新期間における更新時その時の現行の価格表により、該当の売り付け申込書はそれに応じて修正されたものとみなします。ただし、いかなる場合にも、一年の契約内での値上げは、前契約年度で請求された金額の 10 パーセントを超えることはありません。本契約におけるこれと異なる規定にかかわらず、本サブスクリプションの数量が前期間より少なくなっている更新については、前期間の価格決定と関係なく、更新時に再度価格決定されることとなります。

(d) 当初期間およびその後のそれぞれの更新期間の終了の時に、本サブスクリプション・プロバイダーおよび本ライセンシーは有効と指名された認定ユーザーのその時のおよび今後予定される数を検討し、本サブスクリプション・プロバイダーはその検討の結果に基づき更新期間の価格決定を調整します（「**本調整**」）。当初

期間およびその後のそれぞれの更新期間の終了の時に、本ライセンシーは、本調整および その後の更新期間の本サブスクリプションの価格を決定するために、有効と指名された認定ユーザーのその時の合計数を本サブスクリプション・プロバイダーに提供します。これに加えて、本ライセンシーは、適切な更新価格表の決定を適用できるように、更新期間にわたるユーザー数の増加推定値を提示します。

(e) **非更新** 本サブスクリプションが本契約の条項に従い更新されない場合には、本サブスクライバー有料本許諾ソフトウェアとして配布される本許諾ソフトウェアは、失効ライセンス・キーにより自動的に終了します。

C. プロフェッショナルサービス

C.1 サービスの範囲

本ライセンシーは、随時、本ライセンシーおよび本サービスプロバイダーが実施する別個の作業範囲記述書（「**SOW**」）に定めるところにより、Aras または Aras 認定パートナー（「**本サービスプロバイダー**」）のいずれかから、特定のプロフェッショナルサービス（「**プロフェッショナルサービス**」）を取得することができます。プロフェッショナルサービスには、インストール、トレーニング、プロセス・コンサルティング、開発および実装サービスが含まれますが、これらに限定されません。このプロフェッショナルサービスに関連して、本サービスプロバイダーは、本ライセンシーに対し、特定の情報および有形の実施形態その他そのプロフェッショナルサービスの結果について単独にまたは他と併せて本サービスプロバイダーが本ライセンシーのために開発し、創作しまたは取得したもの、ならびにすべてのアイデア、仕様、データ、発明、技法、修正、プロセス、改善、デザインまたはそれに組み込まれた著作成果物を提供します（「**作業成果物**」）。**SOW** に特に別途規定のない限り、それぞれの **SOW** は、本契約の条項が適用されます。本契約に基づき履行されたプロフェッショナルサービスの範囲に限り、**SOW** の規定と本契約との間に抵触がある限度で、**SOW** の規定が優先します。

C.2 作業範囲記述書およびサービスの履行

それぞれの **SOW** は、書面で定められ、本サービスプロバイダーおよび本ライセンシーにより互いに同意され、本サービスプロバイダーが本契約に基づき履行するプロフェッショナルサービスの明細、本ライセンシーがそのプロフェッショナルサービスに対して支払う報酬額その他そのプロフェッショナルサービスに適用される条件が記載されます。本サービスプロバイダーは、それぞれの **SOW** に記載されているプロフェッショナルサービスを本契約および該当の **SOW** に定める条件に従って履行することに同意します。本サービスプロバイダーの義務の条件として、本ライセンシーは、常に、(a) 本サービスプロバイダーに誠実に協力し、プロフェッショナルサービスを提供するために合理的に必要なとなる情報、設備および機器にアクセスできるようにし、(b) 随時合理的に要求される人的支援を提供し、(c) **SOW** に定める本ライセンシーのその他すべての責任を適時に実施しなければなりません。本ライセンシーによる (a)、(b) または (c) に定めるいずれかの義務の履行の遅滞その他本ライセンシーに起因する遅滞が生じた場合には、本サービスプロバイダーは、**SOW** に記載された自己の義務およびマイルストーンについて、その遅滞を埋めるために合理的に必要な修正を行うことができます。

C.3 プロフェッショナルサービス条件

プロフェッショナルサービスに関する両当事者の義務は、署名済みの **SOW** に指示されている日に開始し、プロフェッショナルサービスの完了の日か本契約の条項による終了の日かのいずれか早い方の日までで続続します。

C.4 知的財産

それぞれの合意に関して **SOW** に明示的に反する規定がある場合を除いて、Aras は、プロフェッショナルサービスの履行に関連して自己が着想しまたは開発した本許諾ソフトウェアの変更またはカスタマイズに至るアイデア、発明、開発およびデザインまたはそのいずれかに係る一切の権利について、そのアイデア、発明、開発およびデザインまたはそのいずれかが本ライセンシーに提供される作業成果物に含まれているかどうかにかかわらず、これを保有します。本契約に明示的に規定されない限り、本契約によりプロフェッショナルサービスを履行することにより、本許諾ソフトウェアまたは本サービスプロバイダーの特許、商標、営業秘密その他の知的財産権に関するいかなる権利またはライセンスが本ライセンシーに生じることはありません。プロフェッショナルサービスに対して全額の支払いが本契約に基づき提供された時に、Aras は、本ライセンシーに対し、第 A 項の条項により本ライセンシーに当初提供された許諾ソフトウェアとの関連に限定して、本サービスプロバイダーがプロフェッショナルサービスを本ライセンシーのために履行することに関連して着想し、開発した

は提供した一切のアイデア、発明、開発およびデザインその他作業成果物またはそのいずれかを使用する、期限の定めのない、ロイヤルティ無償、全額支払済み、非独占的、譲渡不能（本契約で明示的に認められる場合を除きます）および再許諾不能の権利およびライセンスを付与します。本ライセンシーは、すべてのコンテンツに係るならびに本ライセンシーがプロフェッショナルサービスに関連して本サービスプロバイダーの利用に供するすべての秘密および専有情報に係る一切の権利および権原を保有します。

D. 一般条件

D.1 保証および保証の否認

- (a) **無料版またはトライアルライセンスの非保証** お客様が無料版をダウンロードし、インストールし、もしくは使用したとき、または本許諾ソフトウェアのトライアルライセンスを有するとき、本許諾ソフトウェアの無料版またはトライアルライセンスは、本契約で規定される場合を除き、適用法により許される最大の範囲まで、明示または黙示のいかなる保証なしに、「現状有姿で」提供されおよび許諾されます。
- (b) **許諾ソフトウェアのサブスクリプションの限定保証** お客様が本契約の条項により本サブスクリプションを購入し、その本サブスクリプションの支払いを継続しているとき、Aras は、本許諾ソフトウェアの本サブスクリプションが、お客様に当初配信しまたは提供した無修正の形態で、本サブスクリプションの当初期間の開始日から 90 日の期間（「保証期間」）、本エラーのないことを保証します。ただし、本サブスクリプション・プロバイダーが保証期間内に本エラーの通知を受けることを条件とします。上記保証の違反に対する Aras の全責任および本ライセンシーの唯一の法的救済は、Aras の判断により、(i) 本許諾ソフトウェアを交換するか、または (ii) 本エラーを訂正するための商業上合理的な努力を尽くすかのいずれかとなります。ただし、本サブスクリプション・プロバイダーが合理的に要求したときに、本ライセンシーが本エラーに関する追加の情報を提供することを条件とします。本ライセンシーが要求したときに、Aras が、本エラーの通知を受け取った後合理的な期間内に、本許諾ソフトウェアを交換しまたは本エラーを訂正（バグ修理、次善策等の提供によります）しない場合、Aras は、本許諾ソフトウェアが本ライセンシーのコンピュータおよびネットワークから除去されまたは本ライセンシーがその使用のためにはや利用できなくなったことを Aras の満足のいくように検認した時を基準に、該当の本許諾ソフトウェアに対して本ライセンシーが支払った本サブスクリプションの料金について、当初期間の残存期間について比例配分して、払い戻します。
- (c) **プロフェッショナルサービスの限定保証** お客様がプロフェッショナルサービスを受け、その支払いを継続しているとき、Aras は、作業成果物が SOW に明示的に定める仕様（「本仕様」）に事実上適合することを保証します。上記保証に対する Aras の唯一の責任およびその保証の違反に対する本ライセンシーの唯一の法的救済は、本仕様に適合していない作業成果物の部分を訂正しまたは交換することとします。ただし、本ライセンシーがその作業成果物の引渡しから 60 日以内（「検討期間」）にその不適合について書面で報告していることを条件とします。Aras は、(i) 本ライセンシーが書面による事前の同意なく作業成果物を修正するとき、(ii) 本ライセンシーが検討期間内に作業成果物が本仕様に適合していないことを書面で通知しないとき、または (iii) Aras が本サービスプロバイダーでない場合、作業成果物の全部または一部が本仕様に適合していないことが、本サービスプロバイダー以外の者に起因し、または本サービスプロバイダーもしくは Aras が許諾したのでない製品、機器もしくはコンピュータプログラムに起因しているときは、責任を有しません。
- (d) 本許諾ソフトウェアおよび本ドキュメンテーションは、米国輸出管理法令（米国輸出管理法およびその関連規則を含むがこれらに限定されません）が適用され、および他の国の輸出入規則が適用されます。お客様は、上記のすべての規則を遵守し、および法律に従った方法で本許諾ソフトウェアおよび本ドキュメンテーションを輸出し、再輸出し、または輸入しているかどうかを決定することについて単独で責任を負うことに同意します。本ライセンシーは、適用の米国輸出管理法令および規則その他両当事者または本契約が予定する取引に対する管轄権を有する国の適用の輸出管理法令に違反して、製品、技術またはソフトウェア（本許諾ソフトウェア等を含みます）を、直接または間接に、輸出し、再輸出し、または積み替えしないことを表明し、保証し、誓約し、および同意します。本許諾ソフトウェアを使用することによって、本ライセンシーが米国通商禁止国の国民もしくは居住者に記載されることはなく、その支配下になく、または米国財務省の米国禁輸対象機関・企業リストもしくは米国商務省の EAR 違反者・企業リストに記載されないことを、本ライセンシーは、表明しおよび保証します。

(e) 第 D.1 項に明示的に記載する場合を除いて、Aras およびすべての Aras 認定パートナーは、明示、黙示または法律の規定によるか、書面または口頭を問わない一切の保証を否認します。Aras または第三者（Aras パートナー等を含みます）が与える本サービスの技術その他のアドバイスまたはサービスの解釈によって、本契約に明示的に定める一切の保証が拡大され、縮減され、または影響を受けることはなく、または義務もしくは責任が生じることはありません。本ライセンシーは、本許諾ソフトウェアを使用することによって得られた結果について単独で責任を負います。Aras および Aras 認定パートナーのいずれも、本許諾ソフトウェアの操作その他の使用が中断なくもしくは本エラーなく、または本ライセンシーのデータ、コンピュータもしくはネットワークに損害もしくは混乱を生じさせないことを保証しません。

D.2 侵害請求

(a) **無料版またはトライアルライセンス** お客様が本許諾ソフトウェアの無料版をダウンロードし、インストールし、もしくは使用したとき、またはトライアルライセンスを有するとき、および本許諾ソフトウェアのいずれかの部分が第三者知的財産権を侵害し、不正流用し、または違反していると正当な管轄権を有する裁判所により判示されるときは、本契約に基づき付与されたライセンスは直ちに終了し、本ライセンシーは本許諾ソフトウェアの使用を直ちに停止しなければなりません。Aras は、本許諾ソフトウェアについて、本ライセンシーを補償し、防御し、または免責する義務を有しません。

(b) **許諾ソフトウェアのサブスクリプションまたはプロフェッショナルサービスに関する請求** お客様が本契約に基づく条項により本サブスクリプションを購入し、その支払いを継続し、またはお客様がプロフェッショナルサービスを受け、そのプロフェッショナルサービスの支払いを継続しているときは、Aras は、本ライセンシーに対して、本ライセンシーによる本許諾ソフトウェア（またはプロフェッショナルサービスの場合、作業成果物）の使用が第三者の特許、著作権その他の知的財産権を侵害している旨の主張に基づく訴訟、訴えまたは訴訟手続を防御し、または自己の選択により、これを解決しなければならず、ならびに本許諾ソフトウェア（またはプロフェッショナルサービスの場合には、作業成果物）が、本ドキュメンテーションおよび本契約の条項に従い、もしくは本契約の条項に従って使用される該当の SOW による作業成果物に関して、第三者の知的財産権を侵害し、不正流用し、その他違反している旨の第三者請求または訴訟（該当する場合）から生じる本ライセンシーに対して裁定された一切の金額について、本ライセンシーおよびその認定ユーザーに対して補償します。上記の補償は、次に掲げる事項から生じまたは関連する侵害、不正流用または違反の請求には適用されません。(i) 本許諾ソフトウェアまたは作業成果物の許可を受けずになされた修正（該当する場合）(ii) 本許諾ソフトウェアまたは作業成果物（該当する場合）と Aras が指定していないハードウェアもしくはソフトウェアとの組合せ、(iii) より最新のバージョンによって置き換えられている本許諾ソフトウェアのバージョンまたは作業成果物（該当する場合）の使用、または (iv) 本許諾ソフトウェアの無料版またはトライアルライセンスの使用。本項第 D.2 項に基づき生じる請求に関する Aras の全責任および本ライセンシーの唯一の法的救済は、Aras の判断により、(A) 本契約と矛盾しない本許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（該当する場合）を継続して使用する本ライセンシーのために権利を取得し、(B) 本許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（該当する場合）を修正して、それを侵害していないものとし、または (C) 本許諾ソフトウェアもしくは作業成果物の侵害しているコンポーネント（該当する場合）を侵害していないコンポーネントと交換するかのいずれかとします。Aras が、本ライセンシーの要求に応じて本許諾ソフトウェアもしくは作業成果物に関する侵害、不正流用もしくは違反の最終判断を受け取ってから合理的な期間内に、本許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（該当する場合）の使用を継続する権利を取得せず、または本許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（該当する場合）を修正もしくは置き換えないとき、Aras は、本許諾ソフトウェアに対して本ライセンシーが支払った本サブスクリプションの料金を、その時の現行の当初期間または更新期間（該当する場合）の残存期間について比例配分して払い戻し、またはプロフェッショナルサービスについて本ライセンシーが支払った料金を、本許諾ソフトウェアまたは作業成果物（該当する場合）が本ライセンシーのコンピュータおよびネットワークから除去されもしくは本ライセンシーがその使用のためにはや利用できなくなったことを Aras の満足のいくように検認の時を基準に 3 年間の定額法の減価償却によって（該当する場合）、払い戻します。

(c) 本ライセンシーは、本項第 D.2 項の条項により補償を請求するに際し、Aras の補償義務の範囲内に該当すると本ライセンシーが信じる請求を Aras に速やかに書面で通知します。本ライセンシーは、自己の費用で、次に掲げるいずれかを選択するときは、その選択した防御を支援することができます。Aras がその防御およびその請求の和解に関するすべての交渉を行うこと、ならびに和解によって本ライセンシーが十分免責されず、

または本契約で付与された権利に関して本ライセンシーを制限しもしくは義務づけるのみの場合には、Aras が本ライセンシーの書面による事前の同意（なお、この同意は、不合理に保留されず、条件を付けず、または遅滞されてはなりません）なく請求について和解しないこと。

D.3 責任の限定

(a) いずれの当事者（Aras パートナーを含みます）も、いかなる場合にも、本許諾ソフトウェアの配信、実行もしくは使用または本契約の条項に関連しまたはそれから生じる、いかなる種類の非直接的・付随的・懲罰的・懲戒的・特別・法定または間接損害賠償（利益の損失、使用もしくはデータの損失、システムもしくは機器の破損、業務の中断または代品入手費用を含むが、これらに限定されません）について、その損害賠償の可能性について知らされていたかどうかにかかわらず、責任を負いません。

(b) お客様が本許諾ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、または使用したが、本サブスクリプションを購入せず、またはプロフェッショナルサービスを受けていないときは、本契約に基づく請求の結果から生じ、裁判所によって認められた損害賠償に関する Aras および Aras 認定パートナーの全責任ならびにお客様の唯一の法的救済は、5 米国ドルを超えません。お客様が本サブスクリプションを購入し、またはプロフェッショナルサービスを受けたときは、本契約に基づく請求の結果から生じ、裁判所によって認められた損害賠償に関する当事者および Aras 認定パートナーのいずれの全責任も、請求の目的である本サブスクリプションサービスまたはプロフェッショナルサービスについて、その損害賠償の請求を生じさせた事由の直前 12 ヶ月間に本ライセンシーが Aras または Aras 認定パートナーに対して支払った料金を超えないものとします。

(c) 上記にかかわらず、本項第 D.3 項に定める責任の否認および限定は、(i) いずれかの当事者による本契約に基づくそれぞれの秘密保持義務の違反、(ii) 本ライセンシーによる第 A 条に定める条項の違反、または (iii) いずれかの当事者による重過失もしくは故意の違法行為から生じる損害賠償については適用されません。

(d) 本契約から生じるいかなる請求も、その方式にかかわらず、訴訟原因が発生した後 1 年か法律により認められる最低期間かのうち短い方の期間を超えて、Aras に対して提起することができません。

D.4 期間および終了

(a) 本契約は、お客様が本許諾ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、または使用した日（いずれかの日のうち早い日）に開始します。

(b) 本契約の条項により、または適用の法律、命令または規則により利用できる他の権利または救済手段を損なうことなく、本契約またはそのいずれかの部分は、次の条件により終了することがあります。

(i) 他方当事者が本契約の重要な条件（支払期日を含みます）を遵守せず、違反のない当事者からその不履行の通知を書面で受け取ってから 30 日以内にその不遵守を是正しないときは、いずれの当事者も、他方当事者に書面で通知して、本契約またはその一部を終了することができます。

(ii) 本ライセンシーが本許諾ソフトウェアまたは作業成果物に係る本ライセンシーの権利の有効性、実行可能性または範囲について異議を申し立てる（訴訟での交差請求または反訴を含みます）ときは、Aras は、本ライセンシーに書面で通知して、本契約を終了することができます。

(c) 本契約が終了したとき、第 A.1 項で付与されたライセンスの条件にかかわらず、本許諾ソフトウェアに係る本ライセンシーのライセンスは自動的に終了し、本ライセンシーは本許諾ソフトウェアのすべてのコピーおよびその構成部分のすべてを廃棄しなければならない、その時に提供されているすべての本サブスクリプションサービスおよびプロフェッショナルサービスまたはそのいずれか（該当する場合）は直ちに停止します。上記に加えて、本契約の終了によるかまたは本サブスクリプションサービスの終了によるかのいずれかを問わず、本サブスクリプションが終了したときは、(i) 本ライセンシーは、本ライセンシーの未払いが料金の争いに関わるものでない場合には、本サブスクリプション・プロバイダーに対し、本サブスクリプションの未払い料金を速やかに支払わなければならない、(ii) 本ライセンシーが上記第 D.4 項(b)(i)の条項により本サブスクリプションを終了するときは、本サブスクリプション・プロバイダーは、本ライセンシーに対し、本サブスクリプションのその時の期間に支払われた料金を比例配分により払い戻さなければなりません。第 A.2 項、第 A.3 項、第 C.4 項および第 D 条は、本契約の終了後も効力を維持します。

D.5 第三者アドオンソリューション

随時、本許諾ソフトウェアと使用することが予定される特定のアドオンソフトウェア（「**第三者アドオンソフトウェア**」）は、Aras ウェブサイトもしくは他のウェブサイトからの無料ダウンロードとして、サブスクリプションにより、または Aras もしくは Aras 認定パートナーによる販売かのいずれかによって、Aras または Aras 認定パートナーその他部外者が利用に供しまたは提供します。本契約の条項は、そのような第三者アドオンソフトウェアに明示的に適用されません。第三者アドオンソフトウェアのそれぞれのライセンサーは、受注オーダで明記することにより、または本ライセンサーに対して別途提供することにより、別個のライセンス、保証および免責条項を規定することができます。

D.6 雑則

(a) 本ライセンサー、Aras または Aras 認定パートナー（該当する場合）は、他方当事者から受け取った秘密または専有情報（「**秘密情報**」）を、本契約の終了から 2 年の期間、秘密に保持することに同意します。秘密情報には、公に利用されているまたは独自に開発した情報は含まれません。他方当事者の秘密情報の受領当事者は、本契約に基づく自己の義務を履行しおよび自己の権利を行使するために必要な場合を除くいかなる目的のためにも当該秘密情報を使用しないことに同意します。受領当事者は、開示当事者の秘密情報について、自己の秘密情報を保護するために用いると同一の程度で、かつ、いかなる場合にも合理的な注意以上の注意を用いて、その秘密を保護し、およびその開示および不正使用を回避しなければなりません。それぞれの当事者は、他方当事者に対し、本契約期間中に受け取った他方当事者の秘密情報を返却しなければなりません。上記にかかわらず、本契約が締結されていることを開示し、ならびに本許諾ソフトウェアおよび本契約の両当事者を特定して開示することは、いずれの当事者も、ビジネス目的のために認められません。

(b) いずれの当事者も、他方当事者の同意なしに本契約に関してプレスリリースを発表してはなりません。Aras は、Aras ウェブサイト上で、マーケティング資料（プレゼンテーションおよび事例研究等を含みます）で本ライセンサーを Aras の顧客として特定することができ、Aras はこの目的のために、本期間、本ライセンサーの名称およびロゴを使用するライセンスを付与されます。

(c) 本許諾ソフトウェアは、DFAR 第 227.7202 項および FAR 第 12.212 項により（該当する場合）「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション」とみなされます。本許諾ソフトウェアを使用し、修正し、再生し、発表し、実行し、表示し、または開示する合衆国政府の権利は、本契約が適用されます。

(d) 本契約は、マサチューセッツ州の法律に従い、その抵触法の準則を排除して、適用されおよび解釈されます。本契約から生じるすべての紛争は、アメリカ合衆国、マサチューセッツ州、サフォーク郡の連邦および州裁判所の専属的管轄権および裁判籍に服します。両当事者は、法域で採択されている統一コンピュータ情報取引法及び国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用性を明示的に放棄し、および否認します。

(e) 本契約のいずれかの規定が無効または執行不能であるとき、その規定は、必要な限度で、その無効性または執行不能性を排除するように解釈され、制限され、修正され、または必要な場合には分離され、本契約の他の条項は有効に存続します。

(f) 本契約は、Aras の書面による事前の同意なく、本ライセンサーが、その全部または一部を譲渡することはできません。なお、その同意は、不当に保留し、条件を付け、または遅滞されてはなりません。本ライセンサーは、関連会社に対し、または本ライセンサーの株式のすべてまたは本ライセンサーの資産のすべてもしくは事実上のすべての吸収または売却に関連して、本契約を譲渡することができます。本契約の条項に基づき明示的に許されていない、または当該同意のないお客様によりなされた譲渡（合併、買収または法律の適用等による場合を含みます）は、無効であり、効力を有しません。

(g) 労働争議、ストライキ、ロックアウト、暴動、戦争、労働力もしくは原材料の調達不能、地震、火災その他自然災害、事故、政府の規制、収用その他の本契約当事者の合理的な管理を超える事由により、いずれかの当事者が本契約に定める自己の債務の全部または一部を履行することができない場合には、その当事者は、履行不能の範囲でその債務を免除され、その履行不能によってその当事者は他方当事者に対して責任を負いません。いずれの当事者も、上記の事由により他方当事者が被ったまたは負担した損失、傷害、遅滞または損害賠償について責任を負いません。

(h) 本契約およびすべての受注オーダーならびに適用された範囲内の SOW は、本ライセンシーと Aras との間の完全な了解事項および合意事項を記載しており、Aras および本ライセンシーがその契約の条項が優先することを具体的に記載する別個の契約書を作成している場合を除き、両当事者間の本契約の目的事項に関する、口頭もしくは書面のすべての提案または通信を無効にします。本契約に別途明示の規定のない限り、他のいかなる条件ならびに本契約のいかなる変更、改変および修正も、Aras の権限を与えられた役員の書面による承諾のない限り、Aras に対して拘束力を有しません。Aras は、本契約または本契約の条項に基づき提示された受注オーダーもしくは SOW の日より前または後に本ライセンシーが提示したなんらかの受注オーダーその他の文書に記載されているいかなる条件も明示的に拒否します。本契約の条項と受注オーダーまたは SOW との間に抵触がある場合には、本契約の条項が優先します。

(i) 本契約の条項に基づき生じたすべての料金その他の費用は、連邦、州、地方自治体その他の行政の現に効力を有しまたは将来実施されるすべての消費税、売上税、使用税、関税、付加価値税その他の租税、手数料または関税が含まれていません。Aras または Aras 認定パートナーが上記の租税を支払わなければならないときは、その租税は、本ライセンシーに対して請求され、および本ライセンシーが支払わなければならないとき、本ライセンシーは、支払期日にまたはそれより前に、上記から又は上記に関連して生じるすべての租税、手数料、関税および費用を支払うことに同意します。なお、Aras のまたは Aras 認定パートナーの純利益に係る租税は除きます。

(j) 本契約は、本契約両当事者ならびにそれぞれの承継人および許可を得た譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じます。本契約は、Aras 認定パートナーのすべてが本契約の目的のために第三者受益者とみなされることとなる場合には、いかなる性質のコモン・ロー上またはエクイティ上の権利、利益または救済手段を他の者に与えることを意図するものではなく、または与えるものではありません。

(k) 随時、お客様のライセンス・キーに関する情報、本許諾ソフトウェアのバージョン、動作環境およびお客様がインストールした言語パックは、インストールされた許諾ソフトウェアにより Aras に送信されます。この情報は、Aras がソフトウェアパッチ、重大なバグ修正および技術告示に関し、次に掲げるような方法で、お客様との通信をより効率よくすることを可能にします。例えば、(i) お客様のサーバーに直接、かつ、正しい言語で、新規サービスパックの利用可能性についてのアラートのダウンロード、(ii) お客様の環境で動作する本許諾ソフトウェアの特有のインストールに適用される重大なテクニカルサポート通知をお客様に送信するためのユーザーインターフェースの利用。いかなるソフトウェアアップデートも、お客様のインストールに自動的に適用されません。

(l) 本契約に基づき要求されまたは認められる通知その他の通信のすべては、書面によるものとし、確認付き送信により、受取り確認書による配達人もしくは宅配便により、または郵便料金前納書留もしくは内容証明郵便により引き渡され、それぞれの場合に、受取ったときに通知されたものとみなします。上記のすべての通知、承認、同意その他の通信は、受注オーダーに記載する住所または本項に従い一方当事者が他方当事者に特定する他の住所に送付されます。Aras へのすべての通知は、コピーされ、法務部長気付で送付します。